

無線従事者養成課程の対象資格の拡大に関する意見募集（第2級アマチュア無線技士への対象拡大）に係る御意見等に対する考え方

○ 本方針に賛成の御意見

意 見	考 え 方
<p>【賛成の御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2級の難易度は工業高校卒業程度と言われており、1陸特、航空通も難易度としては接近しており、これらはすでに講習会での取得が可能であることを踏まえれば、2級が養成課程で取得できるようにすることは歓迎すべきこと。 - 2級の資格により、海外と交信し、ネイティブ英語に触れることが魅力。趣味の免許のハードルが高すぎる。もっと一般に扉を開放しては如何か。活性化に期待。 - 海外との交信が容易になるため、国際親善につながると思う。 - 講習会で学ぶことは独学よりレベルが低いと言う意見があるが、実際は、電波法も無線工学もよくわかっている講師が教えるので、そのような懸念はあたらぬ。 - 震災の際、家族との連絡をアマチュア無線で確保した経験から、上級を目指しており、養成課程の実施は大変うれしく思う。 - 今後の災害等の対応にアマチュア無線家の支援が期待できることから賛成。 - これからアマチュア無線の人口が増え、科学技術の進歩に興味を持つ人が増えることを望んでいる。 - 上級資格の周波数帯が活性化し、電波利用の増進が図れる。 - もっと若い人達に楽しんでもらいたい。 - 大型二輪免許も教習所で取得が可能となったことと同じくよいと思う。所詮趣味の免許。 	<p>賛成の御意見として承ります。</p>

- ステップアップの手段は多い方が望ましい。
- 真空管時代と異なり、中はブラックボックスで開けることもない時代、今の世にあった教育を多く取り入れてもよいと考える。
- 講習会のよいところは、上級を目指すもの同士の交流も可能であるところ。
- 仕事をしながらの2アマ以上の受験は厳しい。東京開催の試験日程にあわせることも難しい。フレキシブルに上級にランクアップできるシステムが非常に有効。
- 受験に費用も休暇も必要であり非常に困っているという声を聞いているので、早期施行を望む。
- 独学の困難さ、受験の日程合わせなどやむなく断念せざるを得ないこともあり、賛成。
- 地方に住む者にメリットがある。国家試験で受験に要する費用からも推進するメリットがある。
- 受験地への交通費がかかるので2級受験を見合わせてきた。
- 資格取得に関わる「地域格差」の解消につながることを期待する。
- 3級を独学で勉強し合格した後、上級を目指して努力しているが、悪戦苦闘している。eラーニングが可能となれば、自分の好きな時間や空いた時間に勉強でき、わからないことはオンラインで質問できるので、独学よりもより理解ができると思う。
- 国家試験の既出問題と解答を丸暗記に等しいことを主眼とした書籍に比べると、eラーニングにより担当講師に質問できる方式は、なぜそれが正解なのかを理解することが容易であると思う。
- eラーニングは、時間がとれない就業世代には非常にありがたい。
- 修了試験をより厳しくし、合格点に達するまで何度も受けられるようなシステムがよいと思う。

- ICT 環境を十分に利活用した質の高い、「地方に優しい制度改正」となることを強く望む。

○ 本方針に対して条件付で賛成の御意見

意 見	考 え 方
<ul style="list-style-type: none"> - 賛成する。(①) - 1級、2級の資格の統合を視野に入れているのであれば、この方法はいいことだと思う。(②) - 賛成だが、国家試験の存在意義がなくなるのではないかと懸念する。(③) - 1級まで対象拡大を検討願いたい。(④) - 2アマと言わず、1アマまでも養成課程で取得できるよう、緩和されたい。(④) - 実施にあたっては、修了試験については、専門の検定施設、試験運営会社等での受験を必須とすべき。(⑤) - 修了試験については、厳重な本人確認のもとで受験すべき。(⑤) - 賛成ですが、講習会後の修了試験をネット上で行うことは、反対。(⑤) - 修了試験も、受験のしやすいシステムを希望する。(⑤) - 視覚障害者への配慮がなされた制度設計をお願いしたい。(⑤) - eラーニングに加え、座学による講習も残してほしい。(⑤) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 賛成の御意見として承ります。 ② 1級と2級については、知識レベル及び操作範囲が異なることから、1級と2級を統合することは現段階では検討しておりません。 ③ 国家試験については従前どおり実施されること及び養成課程を実施している他資格においても国家試験の実施に特段の支障は出ていないことから、問題はないものと考えます。 ④ 1級への拡大については、さらに難易度が高まるので、2級の養成課程の運用状況を踏まえた上での今後の検討課題と考えます。 ⑤ eラーニング制度は、無線従事者規則の改正により、平成25年4月1日から施行されており、告示の規定に則って修了試験を実施することにより、本人確認を確実にを行うこととなっており、現行の同時受講型授業の修了試験のような対面式の本人確認のほか、専門の業者による CBT (Computer Based Testing) のような確実に本人確認ができるシステムの利用も想定されています。 また、障害等のやむを得ない理由により会場に赴くことのできない方についても、管理責任者が立会いのもと、本人確認が確実に実施できる場合に限り、個別に修了試験を実施することが可能となっております。 なお、養成課程については、従来の同時受講型授業も実施されており、eラーニング制度の導入によって、同時受講型授業は廃止されてはなりません。

- 2級といえども上級資格であるため、資格取得を容易化するより、モラル教育を十分考慮し、習熟度を確保してもらいたい。(⑥・⑫・⑭)
- 賛成するが、上級としてのモラルと知識をしっかりと確認できる修了試験に合格した者のみ免許を与えてほしい。国家試験合格者でさえ、スプリアスをまき散らして周囲に迷惑をかけている局がいるのが現実である。(⑥・⑭)

- 昭和33年に旧2級の保有者が実技試験受験の特例を使わず、現第2級となる機会を失っており、そのような者に対して、簡単受講で、廉価による受講を認めてほしい。(⑬)
- 可能ならば、初級免許を既取得している者への短縮コースも検討してほしい。(⑧)
- 原案に賛成するが、実際に無線局を運用する際の実務に関する学習が現状の資格制度ではできていないので、米国の様な下級から順番に取得するような実務に沿った見直しも要望する。(⑧・⑭)

⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。

授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。

⑫ 養成課程は、容易に資格が取得できるようにすることを目的とするものではなく、資格に求められる水準までの知識等について授業をした上で、その理解度を修了試験によって確認するものです。授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとにその程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。

⑭ 無線従事者の各資格に求められる知識の範囲、レベル等については、無線従事者規則に定められているとおりであり、電波法令に関しても当該規定に基づき国家試験又は養成課程の修了試験で確認しています。

なお、一般的にモラルやマナーは、法令外の規範であることから、国家試験や修了試験においてこれらに関して出題することは適当でないと考えます。

⑬ 本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。

⑧ 3級以下の資格所有者に対する短縮型については検討したいと考えます。

⑨ 一定の運用実績等を受講要件とすることについては、国家試験において運用実績を受験要件としていないにもかかわらず、養成課程についての運用実績等を受講要件とする合理的な理由がないため、特段の受講要件は不

- 受講に当たっては、実務経験年数を有する者を受講資格とした方がよい。(⑨)
- 賛成であるが、上級にはそれなりの技術と礼節が必要なので、3級所持者を対象とする等の条件を付しては如何。(⑨・⑭)
- 賛成するが、2アマ保持者の濫造をさけるため、1陸特養成課程の受講条件のように、事前試験を課すなり、すべてを受講することを標準とすることを提案する。ただし、eラーニングによる自宅学習を否定するものではない。(⑨・⑬・⑭)

- 講師要件としては、3級、4級と同条件でもよいと思われるが、1級の保有者が担当する場合は、現にアマチュア局を開局し、3年以上運用していることを要件としてもよいと思われる。(⑦)
- 工学は、1総通、1陸技、2陸技、法規は、1総通、2総通、1アマの資格を有していることが講師の要件。また、従事停止の行政処分を受けた従事者への「再発防止講習」を実施することで受講者と受講しない者の処分日数に差をつけることは検討に値すると思う。(⑦)
- 誰でも講習会を開催できるのでは無く、2級の国家試験対策講習会等を行っている会社等に限定すべき。(⑦)
- 3級、4級の講習会とは違う視点、発想で立ち上げてほしい。(⑦)
- 2アマの養成課程の講習時間としては、工学150時間程度、法規50時間程度(うち、モールス通信実技に10時間)は必要と考える。(⑦・⑪)

要と考えます。

- ⑬ 本件は、2級の保有者を増やすことが目的ではなく、2級の資格の取得を希望する者のための資格取得の機会を拡大することが目的であり、結果として資格保有者が増加することはあり得ることと考えます。
- ⑭ 無線従事者の各資格に求められる知識の範囲、レベル等については、無線従事者規則に定められているとおりであり、電波法令に関しても当該規定に基づき国家試験又は養成課程の修了試験で確認しています。
 なお、一般的にモラルやマナーは、法令外の規範であることから、国家試験や修了試験においてこれらに関して出題することは適当でないと考えます。
 その上で、アマチュア無線は、自己研鑽により、運用及び技術の向上を目的とするものであることから、モラルやマナーについても、その向上を目指すべきものと考えます。
- ⑦ 授業内容、時間、講師要件等については、無線従事者規則第5条の試験科目の規定に合致し、2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容、時間及び講師要件等を規定する予定です。
- ⑪ 国家試験で実施していない実技を養成課程で実施する必要性はないと考えます。
- ⑭ 無線従事者の各資格に求められる知識の範囲、レベル等については、無線従事者規則に定められているとおりであり、電波法令に関しても当該規定に基づき国家試験又は養成課程の修了試験で確認しています。
 なお、一般的にモラルやマナーは、法令外の規範であることから、国家試験や修了試験においてこれらに関して出題することは適当でないと考えます。
 その上で、アマチュア無線は、自己研鑽により、運用及び技術の向上を目的とするものであることから、モラルやマナーについても、その向上を

- 講習会の他に、オリエンテーリングを実施して、実際の運用方法やコールサインの確実な送出方法等を教える。(⑦・⑭)
- 講習会では電波防護指針に関することを教えてほしい。(⑩)
- 3級を養成課程で取得したときは、空中線電力50Wが目的であったが、安易に電波を発射することの危険性を十分理解した人に与えられる資格であることを望む。(⑩)

目指すべきものと考えます。

- ⑩ 2級に養成課程の対象を拡大するに当たり、電波防護指針及び電波障害に対する知識等当然に2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容及び時間を規定する予定であり、修了試験においても国家試験と同等レベルのものになります。

○ 本方針に対して反対の御意見

意 見	考 え 方
<p>【誰でも簡単に2級を取得できるようにすべきでないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 講習会で誰でも簡単に取得できるようにすべきではない。(⑥・⑦・⑫) - 2級は国際資格なので、3級、4級と同等に扱うべきではない。(⑥・⑦・⑫) - 資格がほしいなら、相応の苦勞はつきもの。(⑥・⑦・⑫) - 努力して獲得するのが切磋琢磨の意味があると思う。(⑥・⑦・⑫) - 敷居を低くすることは論外。(⑥・⑦・⑫) - 2級以上は、それなりの意欲と技術、能力規範意識がある人が持つべき資格であり、安易に講習を受けただけで与えられるものでないと思う。(⑥・⑦・⑫) - アマチュア無線に対する門戸を拡げるという意味では、4級に限れば意味があるが、3級以上は自己研鑽により努力し国家試験を受験すべき。(⑥・⑦・⑫) - 国家試験に合格したというステータスが無くなることが問題。(⑥・⑦・⑫) - お金さえ払えばもらえるような講習会には反対する。(⑥・⑦・⑫) - 住宅事情を同じくするヨーロッパ諸国の上級資格は上限が200Wから400Wであることが多く講習会制度等の簡素化試験で資格取得はできない。(⑥・⑦・⑫・⑮) - 個人的無線技術の向上及び自己訓練であれば講習会ではなく今までの国家試験制度が適正であると思う。(⑥・⑦・⑫) - 2級の資格取得が難しい、取得者が少ないことは、国家試験の回数が少ないことにあると考えられ、年6回程度の実施を検討すべき。(⑥・⑦・⑫・⑬) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。 授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。 ⑦ 授業内容、時間、講師要件等については、無線従事者規則第5条の試験科目の規定に合致し、2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容、時間及び講師要件等を規定する予定です。 ⑫ 養成課程は、容易に資格が取得できるようにすることを目的とするものではなく、資格に求められる水準までの知識等について授業をした上で、その理解度を修了試験によって確認するものです。授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとにその程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。 ⑮ 本件は、資格ごとの知識レベル及び操作範囲の変更を伴うものではなく、また、諸外国の制度と本件とは直接関係がないことから、本件意見募集の範囲ではないため、御意見は、今後の参考として承ります。

- 諸外国では、養成課程での免許取得の制度は無い。(⑥・⑦・⑫・⑮)
- 3級、4級は入門用であり、養成課程で取得しやすくするメリットはあるが、2級は保有者を増やす必要はない。(⑬)
- アマチュア無線の活性化を目指すなら、3級4級の養成課程の見直し、改善の方が有効であると考え。(⑬)
- 養成課程により上位資格者を増やしても、実際の運用者が増加するとは考え難く、むしろ魅力を感じられなくなり離れる者が増加すると考察できる。(⑬)

⑬ 本件は、2級の保有者を増やすことが目的ではなく、2級の資格の取得を希望する者のための資格取得の機会を拡大することが目的であり、結果として資格保有者が増加することはあり得ることと考えます。

【現在の3級、4級の講習会は修了試験の解答を教えるだけであり、技術レベル、マナーの低下、ルールを守らない運用と言った質の低下をもたらしており、この増加を懸念するとする意見】

- 受講生がほぼ全員合格するように寝てても受かると参加者が話している(⑥・⑯)
- 現在の養成課程の修了率を見ても、養成課程が修了試験の答えを講師が教え、記入しているのは明らか。(⑥・⑯・⑰)
- 幼稚園児が講習会で合格していますが、オームの法則やかけ算割り算を理解できるのでしょうか？修了試験の答えを丸暗記していると思えない。(⑥・⑯)

⑯ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。

授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。

⑰ 養成課程の授業内容は、告示により講義すべき内容と程度が定められており、講師は、それに基づいて授業を実施し、修了試験についても、講義すべき内容の区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験の問題が出題されますが、試験自体は厳格かつ公正に実施されておりますので、一般に養成課程の修了試験の合格率は高くなりますが、養成課程を修了した者も国家試験合格者と同等の知識、技能が習得

- 受講者の負担軽減というメリットより、多方面に影響を及ぼすデメリットの方が大きく、無線従事者制度に悪影響を及ぼすことが必至である。(⑥)
- 規制緩和を行うのであれば、違法局を厳しく徹底的に取り締まるという調和が必要。(⑥)
- 養成課程は、あくまで勉学する機会を与えるもの。それが不可能であれば現方式で行う養成課程には反対。(⑥)
- 10MHz 帯、14MHz 帯を運用する権利を講習会修了者に与えるべきではない。(⑥・⑫)
- 10MHz 帯、14MHz 帯は、遠距離通信が可能で、許可される電力も大きく重大な混信を与えかねない。(⑥・⑩)
- 電波の強度に対する安全施設の面からも大電力を扱う者を養成課程によって免許すべきではない。(⑥・⑩)
- 諸外国に違法な電波をまき散らすことで、日本の恥をさらすものとする。(⑥・⑩・⑭)
- マナーや技術の無い者が HF 帯で運用することで、日本全体の名誉を傷つける。(⑥・⑩・⑭)
- 講習会では、大量に無法者を生み出しているだけではないか。(⑥・⑭)
- 無線の知識のレベルの低い2級保有者の乱造を招き、10MHz 帯、14MHz 帯における運用レベル、マナーの低下が大きく懸念される状況を招くことが考えられる。(⑥・⑭)
- 養成課程による取得で、さらなる技術力低下を危惧する。(⑥・⑭)
- 日本のアマチュア無線界や国家試験制度が「低レベル化」とならによりに現状堅持を希望する。(⑥・⑭)

されていると考えます。

- ⑰ 総務省においては、養成課程の実施状況の現地調査を随時実施しております。
- ⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。

授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。
- ⑩ 2級に養成課程の対象を拡大するに当たり、電波防護指針及び電波障害に対する知識等も当然に2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容及び時間を規定する予定であり、修了試験においても国家試験と同等レベルとなることから、御懸念の御意見は当たらないものと考えます。
- ⑭ 無線従事者の各資格に求められる知識の範囲、レベル等については、無線従事者規則に定められているとおりであり、電波法令に関しても当該規定に基づき国家試験又は養成課程の修了試験で確認しています。

なお、一般的にモラルやマナーは、法令外の規範であることから、国家試験や修了試験においてこれらに関して出題することは適当でないと考えます。

その上で、アマチュア無線は、自己研鑽により、運用及び技術の向上を目的とするものであることから、モラルやマナーについても、その向上を目指すべきものと考えます。

- 3アマ、4アマと同様の養成課程であれば、違法局を増やすだけなので止めてほしい。(⑥・⑭)
- 200W 局の増加により、電力競争が生まれ、さらなるオーバーパワーを生み出す悪循環のもととなる。(⑥・⑭)
- 1級免許取得者がたびたび電波障害を発生してるところを目にするが、取得の容易化だけでなく、技術面での教育と運用のモラルの教育を強化できない者には免許を与えないでほしい。(⑥・⑭)
- お金を払えばほぼ確実に入手できる講習会によるアマチュア無線局の粗製濫造によりアマチュアバンドが大幅に荒廃してしまったことは周知の事実。これ以上の荒廃を防ぐためにも反対。(⑥・⑭)
- 養成課程制度は、その役割を終え、3、4級共廃止すべき。ましてや2級の養成課程制度は必要ない。コールサイン不送出、業務使用、バンドプランを無視するなどモラル、秩序が著しく低下している。(⑥・⑭)
- 反対するが、どうしても実施するなら、管理者のレベルを上げることを提案する。(⑦)

⑦ 授業内容、時間、講師要件等については、無線従事者規則第5条の試験科目の規定に合致し、2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容、時間及び講師要件等を規定する予定です。

【eラーニングによる実施に対する意見】

- eラーニングにより2級が実施可能と言う理由であるならば、1級も対象となるはず。(④)
- eラーニングは、同一の職業人などのその道の方々に対して有効で便利であるが、多種多様なの方々に対しては運用や取扱いはまだ慎重にすべきと考える。(⑱)
- 3級、4級でeラーニングを先行的に導入して試行すべき。(⑱)
- eラーニングで行うならば、ますます不正がまかり通ることになりかねない。(⑲)
- 替え玉受験ができないようになされるのか心配。趣味であるアマチュア

④ 1級への拡大については、さらに難易度が高まるので、2級の養成課程の運用状況を踏まえた上での今後の検討課題と考えます。

⑱ eラーニング自体はほかの資格で実績があり、十分の信頼性があると考えています。ただし、特に長期間にわたるものについては、進捗管理や継続の動機付け、模擬試験による修得状況の確認などの要素が重要であると考えています。

⑲ eラーニング制度は、無線従事者規則の改正により、平成25年4月1日から施行されており、修了試験については、告示の規定により、本人確認を確実にすることとなっており、現行の同時受講型授業の修了試験のよう

無線家のモチベーションの低下を招かないような制度設計を望む。(19)

な対面式の本人確認や、専門の業者による CBT (Computer Based Testing) のような確実に本人確認ができるシステムの利用を想定しており、替え玉受験は防止できると考えます。

【本件施策の必要性が理解できないとする意見】

- なぜ、今これを実施しなければならないか理解できない。(20)
- 200W の出力を出すことのできる資格者を増やすことが目的と思われる。(20)
- 今回の理由が「従来の講習では時間や手間がかかるから」では何の説明にもなっていない。それは、インターネットを利用した講習を導入する理由でしかない。明確な理由の提示がなければ到底受け入れがたい。(20)
- e ラーニング参加人数の実績作りにはかならない。(20)
- e ラーニングの効果についても、集合型講習に比べての妥当性を説明する必要がある。また、本件によって生じる全体的な行政コストについても一般国民にまでコスト負担を強いることになるのであれば、正当性を説明する責任がある。(5・20)
- 2 級取得者を大量に養成しなければならない社会的背景や合理的理由、行政的な目的は現時点では見当たらない。(20)

- 取得を容易にすることが目的であれば、国家試験を米国のようにクエスチョンプール制にすればよい。(12)

⑤ e ラーニング制度は、無線従事者規則の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から施行されており、告示の規定に則って修了試験を実施することにより、本人確認を確実にを行うこととなっており、現行の同時受講型授業の修了試験のような対面式の本人確認のほか、専門の業者による CBT (Computer Based Testing) のような確実に本人確認ができるシステムの利用も想定されています。

また、障害等のやむを得ない理由により会場に赴くことのできない方についても、管理責任者が立会いのもと、本人確認が確実に実施できる場合に限り、個別に修了試験を実施することが可能となっております。

なお、養成課程については、従来の同時受講型授業も実施されており、e ラーニング制度の導入によって、同時受講型授業は廃止されてはいません。

⑩ 従来より 2 級での養成課程の実施については長期になるため、短期間で修了できる 3 級及び 4 級について養成課程が導入されています。今般、e ラーニング制度により、その困難性の回避の可能性が見られることから、現在実施されている 3 級の直近上位の 2 級についてその実施可能性を検討しているものです。

なお、上記のとおり、e ラーニング制度の導入に伴い養成課程を受講するための制約が緩和されたことによるものであり、特定の資格者の増加を目的としたものではありません。

⑫ 養成課程は、容易に資格が取得できるようにすることを目的とするものではなく、資格に求められる水準までの知識等について授業をした上で、

その理解度を修了試験によって確認するものです。授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとにその程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。

【既取得者に対して何らかの措置を検討すべきとする意見】

- すでに上級者を養成課程で量産する必要は無く、むしろ、資格別コールサイン、新規周波数を上級者のみ認める、周波数帯内で、資格別運用帯域を制限するなどの魅力ある運用をお願いする。(⑳・㉓)

- 現在の2級を自動的に1級にスライドさせる。(㉑)

- 米国のような包括免許の導入が急務。(㉒)

㉑ 従来より2級での養成課程の実施については長期になるため、短期間で修了できる3級及び4級について養成課程が導入されています。今般、eラーニング制度により、その困難性の回避の可能性が見られることから、現在実施されている3級の直近上位の2級についてその実施可能性を検討しているものです。

なお、上記のとおり、eラーニング制度の導入に伴い養成課程を受講するための制約が緩和されたことによるものであり、特定の資格者の増加を目的としたものではありません。

㉓ 本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。

㉑ 養成課程を修了して取得した2級の保有者と国家試験に合格して取得した2級の保有者のレベルは同等であるため差別化することはできないこと及び現1級と現2級については、知識レベル及び操作範囲が異なることから、現2級保有者を1級にするとの御意見には応じかねます。

㉒ 諸外国の制度を導入する件等については、本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。

○ その他、御意見等

意 見	考 え 方
<p>【その他、御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国のように、包括免許制度を導入し、免許者の資格、取得年月日が検索できるようにすべき。(22) ・ 連日、80条報告を提出しているが、違法／不法電波が停波するまで数年かかることもしばしば。電波利用料制度が始まった当初は、違法／不法無線局対策だったのですから、電波利用料を有効に活用してほしい。(24) ・ 2級の講習会を実施するのであれば、違法運用をする者を厳しく取り締まるようにされたい。(24) ・ オーバーパワーや運用区分違反の取り締まりを厳しく願います。(24) ・ 電波障害を発生させても近隣の住民に迷惑をかけても対応できないアマチュア局が多数見受けられる。(24) ・ 非常災害時における情報伝達手段の多様化促進でアマチュア無線の活用が謳われてるが、現状の無秩序の状態では機能するか心配である。(24) ・ 電波利用適正化推進員を利用してアマチュア局に対する臨時検査の積極的な実施の導入を検討してほしい。(23・24) ・ コールサインの割り当てについて、たとえば、JA1Aの様な2x1のコールサインを1アマ限定で割り当てられるようにしてほしい。(23) ・ 資格別の周波数使用区分、コールサイン割り当てを先に整備してほしい。(23) ・ 米国の資格にならなくエスチョンプールでもかまわないので、講習会事前に配布する試験問題の選択肢をもっと増やして確実に教育結果を見るようにしてください。(6・22) 	<ul style="list-style-type: none"> ② 諸外国の制度を導入する件等については、本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。 ③ 本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。 ④ 電波法第80条に基づく報告等、頂いた情報をもとに、不法・違法無線局の運用の事実が確認された場合は、違反運用者に対して注意喚起・指導等を行っています。引き続き、電波利用環境の維持に向け、適切な処理に努めてまいります。頂いた御意見は、今後の電波監視を推進する上で参考とさせていただきます。 ⑤ 本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。 ⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。 授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。した

- ・ 養成課程合格者も国家試験合格者も同等の知識・技術が必要であり、そのような方向での養成課程開設であれば賛成しますが、現行運営されている養成課程の延長線上では反対する。(⑥・⑦・⑫)
- ・ 安易に緩和するだけでなく、十分な知識が得られるような養成課程となるよう、十分に考慮の上、慎重に検討してほしい。(⑥・⑦・⑫)

- ・ 受講資格として、4級または3級での運用実績があり、修了試験のレベルは、現行の国家試験と同等以上とすること。(⑥・⑨)

がって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。

⑫ 諸外国の制度を導入する件等については、本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。

⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。

授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。

⑦ 授業内容、時間、講師要件等については、無線従事者規則第5条の試験科目の規定に合致し、2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容、時間及び講師要件等を規定する予定です。

⑫ 養成課程は、容易に資格が取得できるようにすることを目的とするものではなく、資格に求められる水準までの知識等について授業をした上で、その理解度を修了試験によって確認するものです。授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとにその程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。

⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。

授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。

・ 替え玉受験ができないようになされるのか心配。趣味であるアマチュア無線家のモチベーションの低下を招かないような制度設計を望む。(⑩・⑱)

・ eラーニングで取得する場合は、自動車のAT限定のように出力100Wまでとしてはどうでしょうか。(⑥・⑱・㉓)

⑨ 一定の運用実績等を受講要件とすることについては、国家試験において運用実績を受験要件としていないにもかかわらず、養成課程についての運用実績等を受講要件とする合理的な理由がないため、特段の受講要件は不要と考えます。

⑱ eラーニング自体は他の資格で実績があり、十分な信頼性があると考えています。ただし、特に長期間にわたるものについては、進捗管理や継続の動機付け、模擬試験による修得状況の確認などの要素が重要であると考えています。

⑲ eラーニング制度は、無線従事者規則の改正により、平成25年4月1日から施行されており、修了試験については、告示の規定により、本人確認を確実にを行うこととなっており、現行の同時受講型授業の修了試験のような対面式の本人確認や、専門の業者によるCBT (Computer Based Testing) のような確実に本人確認ができるシステムの利用を想定しており、替え玉受験は防止できると考えます。

⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。

授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。

⑱ eラーニング自体は他の資格で既に十分実績があり、一定の信頼性があると考えています。ただし、特に長期間にわたるものについては、進捗管理や継続の動機付け、模擬試験による修得状況の確認などの要素が重要であると考えています。

㉓ 本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 国家試験に電卓の使用を認めてほしい。(25)・ 2級を格下げにするのであれば、現2級所有者を救済するため、2級取得者を1級に昇格の必要が急務。(26)・ 放送大学の授業で単位を取ればライセンスを取れるようにできないか。(27) | <ul style="list-style-type: none">②5 電卓の使用は、不正行為の防止等のために禁止しているものであるのご理解願います。②6 国家試験合格者と養成課程修了者のレベルは同等であり、かつ、無線従事者資格が操作範囲に基づいて知識・技能を確認して付与するものであることから、本件は、現2級を格下げとするものではなく、御意見には応じかねます。②7 無線通信に関する科目を履修して当該学校を卒業等することによって取得できる資格に、アマチュア無線技士資格は含まれておりません。 |
|---|---|

○ 質問事項

意 見	考 え 方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成課程の対象に2級を拡大すれば、誰でも取得できる結果、近隣住宅への電波障害が増加することが予想されるが、緩和した理由は何か？(⑥・⑦・⑩・⑫) ・ 意見募集の趣旨において、「養成課程の対象資格の拡大を検討する環境が整ったと考えられる」と記述されているがどのような環境が整ったのか不明である。受講者に不便な状況がなくなると言うことのみで、電波防護の観点や安全性等に関するメリットデメリットが不明である。(⑥・⑦・⑩・⑫・⑳) 	<p>⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。</p> <p>授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。</p> <p>⑦ 授業内容、時間、講師要件等については、無線従事者規則第5条の試験科目の規定に合致し、2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容、時間及び講師要件等を規定する予定です。</p> <p>⑩ 2級に養成課程の対象を拡大するに当たり、電波防護指針及び電波障害に対する知識等当然に2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容及び時間を規定する予定であり、修了試験においても国家試験と同等レベルのものになります。</p> <p>⑫ 養成課程は、容易に資格が取得できるようにすることを目的とするものではなく、資格に求められる水準までの知識等について授業をした上で、その理解度を修了試験によって確認するものです。授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとにその程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。</p> <p>⑳ 従来より2級での養成課程の実施については長期になるため、短期間で修了できる3級及び4級について養成課程が導入されています。今般、eラーニング制度により、その困難性の回避の可能性が見られることから、現在実施されている3級の直近上位の2級についてその実施可能性を検討しているものです。</p>

- ・ 1級を除外した理由は何か？ (④)
- ・ 日本の電波法をしらない FCC 等外国資格所有の日本人がアマチュア局免許申請において1級、2級相当としていることとの整合性は今後検討される予定があるのか？ (⑳・㉑)
- ・ 無線設備の大電力、高圧電気等に起因する対人、対物事故、電波障害等の被害は増加しないのか？これを防止するためあるいは発生してしまった場合に総務省はどのような対応を準備しているのか？ (㉒)
- ・ 講師の要件、修了試験の形態、修了の判断基準について検討状況を教えてほしい。(㉓)
- ・ IARU 等が定める無線従事者に要求される要件はどのように保証するか。また、無線局運用のモラル低下が著しいなかで講習会で具体的にどのような無線従事者の質を担保するか。(㉔・㉕・㉖)
- ・ 国際的に上級ライセンスにのみ許可されている周波数(10、14MHz)の使用について、この制度変更により事実上講習を受講すれば資格を取得し、それらの周波数で運用可能となることについて国際的に承諾を得ているか。また得られる見込みがあるか。(㉗)
- ・ 上記に関連して出力の増力する無線局の増加について IARU 等、各関係機関に承諾を得ているか。(㉘)

なお、上記のとおり、e ラーニング制度の導入に伴い養成課程を受講するための制約が緩和されたことによるものであり、特定の資格者の増加を目的としたものではありません。

- ④ 1級への拡大については、さらに難易度が高まるので、2級の養成課程の運用状況を踏まえた上での今後の検討課題と考えます。
- ⑳ 本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。
- ㉑ 他国の無線従事者免許による国内での運用及び日本の無線従事者免許による他国での運用(相互承認)については、操作範囲等を変更するものではないため、問題はありません。
- ㉒ 無線従事者は、操作範囲で許された無線設備を運用するために必要な知識等を有している者であり、無線局の運用において発生した障害等は、当該無線局の免許人の責に帰すものと考えます。
- ㉓ 授業内容、時間、講師要件等については、無線従事者規則第5条の試験科目の規定に合致し、2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容、時間及び講師要件等を規定する予定です。
- ㉔ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。
授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。
- ㉕ 養成課程の授業内容は、告示により講義すべき内容と程度が定められており、講師は、それに基づいて授業を実施し、修了試験についても、講義すべき内容の区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験の問題が出題されますが、試験自体は厳格かつ公正に実

・ イギリスやオーストラリアなどでは筆記試験に加え、実技訓練に相当する講習会を免許資格取得条件とする動きがあるが、講習会受講のみで上級資格を取得できることは明らかにこういった流れに逆行する易化であり、このことについてはどのような考えか。(⑥・⑪)

・ 今後この制度が実現した場合には、出力を増力する無線局の増加が容易に想定できるが、それらを原因とする混信の増加や周波数の逼迫についてはどのように対応するか、また各周波数をリージョン2並に拡大する予定を念頭においた制度の変更か。(⑩・⑳)

・ 講習会で2級まで取得できるようになるとすれば、今後も3級・4級と区分する意義はありうるのか。(㉓・㉔)

施されておりますので、一般に養成課程の修了試験の合格率は高くなりますが、養成課程を修了した者も国家試験合格者と同等の知識、技能が習得されていると考えます。

㉑ IARU等は、アマチュア無線に関する国際的な団体ですが、国がこれらの団体に対して確認又は承諾等の手続を行うことはありません。

⑥ 養成課程については、養成しようとする無線従事者の資格の別に応じ、資格保有者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、修了試験に合格した者の知識等は、国家試験合格者と同等です。

授業は告示により、授業科目、授業内容等ごとに学習の程度がランク付けされ、修了試験についても区分ごとに問題数が規定されています。したがって、授業の範囲から修了試験問題が出題されますが、告示の規定に則り修了試験は厳格かつ公正に実施されています。

⑪ 国家試験で実施していない実技を養成課程で実施する必要性はないと考えます。

⑩ 2級に養成課程の対象を拡大するに当たり、電波防護指針及び電波障害に対する知識等当然に2級に必要な知識及び能力を備えられるよう授業内容及び時間を規定する予定であり、修了試験においても国家試験と同等レベルのものになります。

㉓ 本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります。

㉔ 本件意見募集の範囲ではなく、御意見は、今後の参考として承ります

㉔ 3級と4級については、知識レベル及び操作範囲が異なることから、3級と4級の区分は引き続き必要だと考えます。

注：多様な意見が提出されたため、意見の内容に基づいて賛成、条件付き賛成、反対、その他、質問事項として分類しております。